

虹ヶ浜・ナショナルビーチパーク コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは「虹ヶ浜・ナショナルビーチパーク コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。))と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、公民等の連携の下で、山口県光市虹ヶ浜海岸の新たな特色や価値を創出し、誘客を通じた人的な賑わいや市内経済の活性化を目指す「民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業」を推進していくものとする。

(参加団体)

第3条 コンソーシアムは、次の団体により構成する。

- (1) 「民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業」採択事業者
- (2) 光市
- (3) 光市観光協会
- (4) 光ライフセービングクラブ
- (5) 光市虹ヶ浜海岸松林清掃ボランティア活動『なぎさ会』
- (6) 光市虹ヶ浜連合自治会
- (7) 賛助会員
- (8) その他コンソーシアムの活動に寄与すると認めた有識者等

(事項)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 虹ヶ浜海岸一帯の四季を通じたポテンシャルを活用し、多くの来訪が期待できる事業の展開
- (2) 来訪者の消費を促すとともに、市内経済への波及が期待できる事業の展開
- (3) その他事業実施に係る安全対策や海岸の保全などコンソーシアムの目的を達成するために必要な事項

(賛助会員)

第5条 コンソーシアムの目的に賛同し、虹ヶ浜海岸の新たな特色や価値の創出等に取り組む法人又は個人を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、コンソーシアムの運営や事業の企画・実施に対し、支援や協力を行うものとする。
- 3 第1項に基づき賛助会員になろうとする者は、入会申込書をコンソーシアム運営事務局に提出するものとする。

(会費)

第6条 コンソーシアムは、原則として会費を徴収しないものとする。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会届をコンソーシアム運営事務局に提出し、任意に退会することができる。

(総会)

第8条 コンソーシアムに総会を置く。

2 総会は、第3条の参加団体をもって構成し、市や「民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業」採択事業者が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

3 総会は、コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

(事務局)

第9条 コンソーシアムに事務局を置き、市が担当する。

(委任規程)

第10条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、第3条の参加団体と協議の上、コンソーシアム運営事務局が別に定める。

附 則

この規約は、コンソーシアムの設立の日から施行する。

令和 年 月 日

虹ヶ浜・ナショナルビーチパークコンソーシアム 御中

虹ヶ浜・ナショナルビーチパークコンソーシアム 入会申込書

このことについて、本コンソーシアムの目的に賛同し、虹ヶ浜海岸の新たな特色や価値の創出等に取り組みたいです、賛助会員に申し込みます。

法人・団体名【必須】 ・代表者名 ・担当者名	
住所【必須】	〒
電話番号【必須】	
メールアドレス【必須】	
URL またはインスタグラムのアカウント	
メールアドレス(必須)	
虹ヶ浜海岸の新たな特色や価値の創出等に向けた取組(必須)	

■個人情報の取り扱いについて

<利用目的>

申込書に掲載の個人情報は、いただいた事項に適切に対応し管理するために利用します。

<第三者提供について>

法令に基づく場合を除いて、ご本人様の同意なく当個人情報を第三者に提供することはありません。

<開示等のお求め>

本個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（「開示等」といいます。）は随時受け付けています。

開示等の求めは、下記お問い合わせ窓口で受け付けます。

<個人情報をご入力するにあたっての注意事項>

必要事項が記載されていない場合、回答ができない場合があります。

<お問い合わせ>

虹ヶ浜・ナショナルビーチパークコンソーシアム 事務局

（光市観光・シティプロモーション推進課内）

受付時間：8:30～17:15

（毎週土・日曜日、祝日、年始年末(12月29日～1月3日)を除く。）

電話：0833-72-1532